



2014年1月30日

各 位

会社名 キューピー株式会社
 代表者名 代表取締役社長 三宅 峰三郎
 (コード番号 2809 東証第1部)
 問合せ先 取締役経営推進本部長 井上 伸雄
 電話番号 03-5384-7780

アヲハタ株式会社株式（証券コード2830）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、2013年12月24日開催の取締役会において、以下のとおり、アヲハタ株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2013年12月25日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが2014年1月29日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

キューピー株式会社
 東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号

(2) 対象者の名称

アヲハタ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,597,800 (株)	1,355,600 (株)	1,597,800 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,355,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（1,597,800株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（1948年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（1990年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法（2005年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従い株主より単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2013年12月25日(水曜日)から2014年1月29日(水曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は2014年2月13日(木曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,510円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(1,407,500株)が買付予定数の下限(1,355,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(1,407,500株)が買付予定数の下限(1,355,600株)以上となり、また買付予定数の上限(1,597,800株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わない旨の条件も付しておりましたが、応募株券等の総数(1,407,500株)が買付予定数の上限(1,597,800株)以下となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(1965年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2014年1月30日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,407,500株	1,407,500株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	1,407,500株	1,407,500株
(潜在株券等の数の合計)	—株	(—株)

(4) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	10,880個	(買付け等前における株券等所有割合 15.80%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	15,262個	(買付け等前における株券等所有割合 22.16%)

買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	24,955 個	(買付け等後における株券等所有割合 36.24%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	7,812 個	(買付け等後における株券等所有割合 11.34%)
対象者の総株主の議決権の数	68,748 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等は除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2013年9月12日に提出した第65期第3四半期報告書に記載された2013年4月30日現在の総株主等の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が2013年12月10日に公表した2013年10月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された2013年10月31日現在における発行済株式総数6,900,000株から、当該2013年10月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された2013年10月31日現在の自己株式13,024株を控除した合計6,886,976株に係る議決権の数68,869個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数（1,407,500株）が買付予定数の上限（1,597,800株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わない旨の条件を付し、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うこととしておりましたが、応募株券等の総数（1,407,500株）が買付予定数の上限（1,597,800株）以下となりましたので、該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2014年2月5日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合には、その常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付け後の方針等については、当社が2013年12月24日に公表した「アヲハタ株式会社株式（証券

コード 2830) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

キューピー株式会社 東京都渋谷区渋谷一丁目 4 番 13 号

(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は東京都調布市仙川町二丁目 5 番地 7 で行っております。)

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以上